



令和元年度 毛呂山町内各行政区の区長が決まりました

町民の皆さんと町行政をつないでいただく今年度の区長は、下記の皆さんです。地域のことなどで役場への要望がありましたら、まずはお住まいの地区の区長へご相談ください。

行政区	区長	行政区	区長	行政区	区長	行政区	区長
毛呂本郷	麻原 健一	苦林	吉川 三夫	第二団地6	濱 裕美	第九団地	齋藤 光彦
小田谷	渡部 紳吾	大類	粟田 実	毛呂山台	窪田 幸男	双葉団地	中村 榮治
長瀬一	平野 誠	西大久保	高沢 正之	学園台	熊田 親一	旭台(大)	小倉 勝美
長瀬二	山田 晴男	市場	小島 秋男	第三団地	須貝 勝一	旭台	菊地 明
長瀬三	森西 忠次郎	下川原	根岸 幸男	角木団地	森 任	旭台団地南	阿部 光一朗
前久保	井岡 弘雄	西戸	市川 幸孝	日生団地	小林 武祈營	第七団地	鈴木 まき
沢田	小川 収一	箕和田	中村 雄一	第四団地	田村 芳夫	西原団地	熊谷 芳美
平山	吉澤 伊佐夫	第一団地1	高野 博	第五団地	附田 賢	平山	山下 富美雄
大師一	伊藤 一彦	第一団地2	三木 繁雄	第六団地	星野 晴夫	ニュータウン	
大師二	入替 由紀夫	第一団地3	真角 徹	岡本団地	高橋 丙午	いわい団地	黒川 清二
滝ノ入	岡野 栄	第一団地4A	篠崎 八雲	総庭団地	高橋 幸美	谷端団地	長谷川 みき
阿諏訪	岩田 正彦	第一団地4B	土肥 和年	東原団地	井上 尚武	シャルマン コーポ	松本 考史
大谷木	大谷木 武	第一団地5	久保 きく	日化団地	赤平 守正	毛呂山自治会	
葛貫	小鹿野 正美	第二団地1	熊代 満太	第十三団地	篠塚 博	ジョイム毛呂山	北川 弘宣
権現堂	小山 桜子	第二団地2	内野 仙	むさし野自治会	作本 孝	目白台1	佐々木 康之
宿谷	関口 松男	第二団地3	津村 枝美子	新南台自治会	佐藤 雄藏	目白台2	嶋津 美咲子
川角	数崎 仁	第二団地4	宗像 恵子	ゆずの木台	藤岡 健司	目白台3・4	中里 和江
玉林寺	青柳 章	第二団地5	関根 純	旭台団地北	片寄 勝男		※敬称略

▶問合せ 役場総務課自治振興係 ☎049 (295) 2112 ㊟312



毎年5月31日は 世界禁煙デー



毎年5月31日はWHOの定める世界禁煙デーです。厚生労働省は5月31日から6月6日までを禁煙週間と定めています。一人ひとりが喫煙の害や禁煙について考え、自分の健康や周りの人の健康を守りましょう。

▶問合せ 保健センター ☎049 (294) 5511



国民年金に付加保険料 を納付しませんか

毎月の国民年金保険料に月額400円の「付加保険料」を上乗せして納めると、将来受け取る年金の年額に「200円×付加保険料を納めた月数」の金額を増やすことができます。詳しくはお問い合わせください。
※保険料納付の免除・猶予を受けている人や国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納付できません。

▶対象 国民年金第1号被保険者または任意被保険者

▶問合せ 役場住民課国保年金係

☎049 (295) 2112 ㊟135・136



スマホで町税等の納付が できます

スマートフォンやタブレットから町税等の納付ができるようになりました。

スマホ決済アプリ「Pay B（ペイビー）」で納付書にあるバーコードを読み取り、預貯金口座から即時納付できるサービスです。町の窓口や金融機関などに出向かなくても、いつでもどこでも納付できるようになります。

▶納付することができる税金等

- ・町県民税（普通徴収分） ・固定資産税
- ・軽自動車税 ・国民健康保険税
- ・上下水道料金

▶利用可能金融機関（預貯金口座）

- ・埼玉りそな銀行 ・武蔵野銀行
- ・ゆうちょ銀行 みずほ銀行 ほか

▶Pay Bの利用方法

- ①スマホに利用する金融機関に対応したアプリをダウンロード
- ②住所・氏名・パスワード等を登録
- ③納付書のバーコードをスキャン
- ④決済内容の確認・実行

※注意事項

- ・領収書は発行されません。領収書や軽自動車納税証明書（車検用）を必要とする場合は、納付書裏面記載の金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。
- ・納付書のバーコードが読み取れない場合または、バーコード印字が無い場合（金額が30万円を超えるもの）は利用できません。
- ・納付書バーコードの使用期限を過ぎると利用できません。
- ・Pay Bアプリのダウンロードは無料です。ただし、アプリのダウンロードおよび利用にかかるパッケージ通信料はご本人負担となります。

▶問合せ 役場税務課納税係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 194・195

役場水道課業務係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 162・163



ジェイ Jアラートを用いた もち 情報伝達訓練をします

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート[※]）を用いた訓練で、毛呂山町以外の地域でも情報伝達訓練が行われます。

Jアラート[※]とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

町内に設置してある防災行政無線スピーカーから、一斉に、次のように放送されます。

（♪チャイム）

「これは、Jアラートのテストです。」

「こちらは防災もろやまです」

（♪チャイム）

▶放送日（時間は全日程、午前11時ごろ）

- ・第1回 5月15日(水) ・第2回 8月28日(水)
- ・第3回 12月4日(水)
- ・第4回 令和2年2月19日(水)

なお、災害発生や気象状況によっては、試験放送を中止する場合があります。

▶問合せ 役場総務課消防防災係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 311



土砂災害・ 全国統一防災訓練

町内で『土砂災害警戒区域等』に指定されている地区を対象に、災害時の情報伝達（避難勧告等）・避難行動の訓練を行います。

▶日時 6月2日(日) 午前9時～午後0時30分

▶対象 大谷木・権現堂・宿谷・滝ノ入・阿諏訪および小田谷の一部地域（土砂災害警戒区域等）

※実施当日に、対象地区に放送を流します。

▶避難場所 第2光の家（阿諏訪・滝ノ入）、総合公園園体育館（大谷木・権現堂・宿谷）、小田谷集会所（小田谷）

▶問合せ 役場総務課消防防災係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 311



おたふく・ロタ予防接種費用を一部助成します

町で独自に、定期（公費）ではない予防接種の費用を一部助成しています。事前に申請し、指定医療機関で接種した場合のみ助成を受けることができますので、ご注意ください。

種類	接種対象・回数	自己負担額
おたふくかぜ	①生後12か月以上24か月未満／1回 ②5歳以上7歳未満、かつ小学校入学前の1年間／1回	3,600円 (1回あたり)
ロタウイルス	1価 生後6～24週／4週間以上間隔をあけて2回	7,500円 (1回あたり)
	5価 生後6～32週まで／4週間以上間隔をあけて3回	5,200円 (1回あたり)

※ロタウイルスは、乳幼児に多く発症する感染性胃腸炎です。1つのウイルスを元に作られた1価ワクチンと、5つを元に作られた5価ワクチンがあります。詳しくはお問い合わせください

▶**申込み** ①保健センターで予診票を交付申請（要母子手帳） ②指定医療機関に予約のうえ受診（予診票・母子手帳・保険証・診察券を持参）

※すでに接種している人への払い戻しはありません。

▶**問合せ** 保健センター ☎ 049 (294) 5511

▼指定医療機関

毛呂山町	埼玉医科大学病院 ★	
	長瀬クリニック ☆	(295) 0708
	初野医院	(294) 7713
越生町	おっぺ小児科アレルギー科クリニック	(295) 5550
	かあいファミリークリニック	(299) 6222
坂戸市	浅羽クリニック ☆	(284) 1114
	坂戸西診療所	(289) 5111
	渋谷こどもクリニック	(284) 1881
	藤井小児科医院	(283) 7272
	花水木こどもクリニック	(282) 8732
鶴ヶ島市	厚友クリニック	(272) 3903
	しんまちクリニック ☆	(271) 6154
	鶴ヶ島医院	(285) 0179
	みなくち小児科	(287) 5755
	若葉こどもクリニック	(279) 0070
鳩山町	鳩山第一クリニック	(296) 6800
	福島内科 ★	(298) 0600
日高市	芳村医院	042 (985) 1433
東松山市	こどもクリニックいとう小児科	0493 (34) 4145
川越市	愛和病院	(235) 8811

★ かかりつけの方のみ ☆ おたふくかぜのみ

★ロタウイルスは1価のみ接種できます



家庭用合併処理浄化槽設置の補助金

生活排水を適切に処理し、河川の水質向上と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

延床面積	処理人槽	補助金額	処分費補助金	配管費補助金	上限金額
130㎡未満	5人槽	36万2,000円	6万円まで	13万円まで	55万2,000円
130㎡以上	7人槽	44万4,000円			63万4,000円
二世帯住宅	10人槽	57万8,000円			76万8,000円

▶**対象** 公共下水道区域と公共下水道事業認可区域、農業集落排水区域を除く町内全域において、単独処理浄化槽または汲み取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する人

▶**申込み・問合せ** 役場生活環境課環境係 ☎ 049 (295) 2112 ☎ 172

※電話での申請はできません。



令和元年度 町税・保険料の納期限・口座振替日一覧

令和元年度の町税および保険料の納期および口座振替日は右表のとおりです。

それぞれ、1期（または全期）の納期限の約半月前に納付書を送付します。

納期限内の納税・納入にご協力ください。

支払月	町税			保険料			納期限	口座振替日
	町県民税	軽自動車税	固定資産税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料		
5月		全期	1期				5/31	5/27
6月	1期				1期		7/1	6/27
7月			2期	1期	2期	1期	7/31	7/29
8月	2期			2期	3期	2期	9/2	8/27
9月			3期	3期	4期	3期	9/30	9/27
10月	3期			4期	5期	4期	10/31	10/28
11月			4期	5期	6期	5期	12/2	11/27
12月	4期			6期	7期	6期	12/25	12/25
1月				7期	8期	7期	1/31	1/27
2月				8期		8期	3/2	2/27
3月							3/31	-

税金・保険料のお支払いには、ぜひ安全で確実な口座振替をご利用ください。納め忘れの心配もなく、役場や金融機関に納めに行く手間が省けます。

- ▶ **持ち物** 預貯金通帳と届出印
- ▶ **口座振替の申込み** 下記問合せ先または取扱金融機関

- ▶ **問合せ** 町税について／役場税務課納税係 ☎ 049 (295) 2112 ☎ 194・195
保険料について／役場高齢者支援課医療保険料係 ☎ 049 (295) 2112 ☎ 176



町税はコンビニを利用すれば、24時間365日納付できます

町税はコンビニエンスストアで納付できます。期限内の納付にご協力ください。なお、税金は納期限を過ぎると延滞金が発生することがあります。コンビニでは税金と延滞金を併せて納付できないため、後日延滞金を納める必要があります。



- ▶ **コンビニで納付できる町税** 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ▶ **利用できる店舗** セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、デイリーヤマザキなど

▶ **次の場合はコンビニで納付できません** 取扱期限が過ぎている納付書、バーコードが印字されていないか破損して読み込めない納付書、納付書1枚あたりの税額が30万円を超える納付書、納付額に訂正がある場合

※コンビニで納付する場合、支払いは現金のみ利用できます。クレジットカードなどのご利用いただけませんのでご注意ください。

※未開封の封筒をそのまま提出したり、大量の納付書をまとめて提出すると取扱いできません。

- ▶ **問合せ** 役場税務課納税係
☎ 049 (295) 2112 ☎ 194・195



家庭用生ごみ処理機器 設置補助金

家庭用生ごみ処理容器および生ごみ処理機の購入に、補助金を交付します。補助金を活用して、生ごみの減量にご協力ください。

	基準	補助金額
処理容器	<ul style="list-style-type: none"> 有効容積10ℓ以上 安全なふたがある 購入費が1,000円以上 購入後1年以内 	1基あたり最大1万円 ※購入費の10分の9以内の額（1年度あたり1世帯2基まで）
処理機	生ごみの堆肥化または減量化を目的に製造された機械	1基あたり最大3万円 ※購入費の2分の1以内の額（1年度につき1世帯1基まで）

▶ **申込み・問合せ** 役場生活環境課環境係
☎ 049 (295) 2112 ㊟ 171・172



毛呂山町子ども会育成会連絡協議会 ジュニア・リーダー認定式



3月17日、毛呂山町子ども会育成会連絡協議会主催による、平成30年度ジュニア・リーダー認定委嘱式が開催されました。ジュニア・リーダーは子ども会活動や地域のイベント活動などで、大人と子どものパイプ役や小学生たちのリーダー的な立場で活動する町内在住の中学生です。様々な講習を受講して、平成30年度は23人のジュニア・リーダーが誕生しました。

▶ **問合せ** 役場生涯学習課学習支援係
☎ 049(295)2112 ㊟ 521



幼児教育・保育料が 無償化されます！

10月の保育料から、3歳児から5歳児および0歳児から2歳児（住民税非課税世帯）を対象に幼児教育・保育料が無償化されます。

▶ 町内の保育施設等をご利用の人

詳細につきましては、6月の広報でお知らせします。

▶ 認可外保育施設をご利用の人

認可外保育施設をご利用の人は役場子ども課保育係までご相談ください。

▶ 町内の認可外保育施設を運営されている人（ベビーシッター等含む）

認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。無償化の対象となるためには、児童福祉法の規定に基づく届出（認可外保育施設設置届出等）が必要になり、国の指導監督基準も満たす必要があります。（5年間の猶予期間あり）

認可外保育施設等を運営されている人は9月30日までに町へ届出をする必要がありますので、下記までご相談ください。

▶ **問合せ** 役場子ども課保育係
☎ 049(295)2112 ㊟ 141・142



学童保育所の運営について



令和元年度の学童保育所の運営について、町はNPO法人毛呂山町学童保育の会と委託契約を締結しました。

▶ **問合せ** 役場子ども課子育て支援係
☎ 049 (295) 2112 ㊟ 143

オレンジカフェは下記の町内
4か所で開催しています。



“オレンジカフェ”をご存じですか？

オレンジカフェとは認知症の本人、その家族、関心のある人などが交流する場所です。ゆっくり話をしながら、情報交換しませんか。

オレンジカフェ

- ▶日時 毎月第3木曜日 午前10時～正午
- ▶場所 喫茶ゆず（中央公民館内）
- ▶料金 200円程度（お茶代）

オレンジカフェハピネス館

- ▶日時 毎週水・金曜日午後2時～4時
- ▶場所 くらしワনストップ MORO HAPPINESS 館
1階（毛呂本郷1006）
- ▶料金 100円（お茶代）

あったかオレンジカフェ

- ▶日時 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- ▶場所 あったかデイ毛呂山多目的ホール
（若山1-12-9 / 駐車場はありません）
- ▶料金 100円

ななふくオレンジカフェ

- ▶日時 毎週火曜日 午後1時30分～3時
- ▶場所 特別養護老人ホームななふく苑
- ▶料金 100円（お茶代）

▶問合せ（共通） 毛呂山町地域包括支援センター
（役場高齢者支援課内） ☎ 049 (295) 2112 ㊟ 126・128



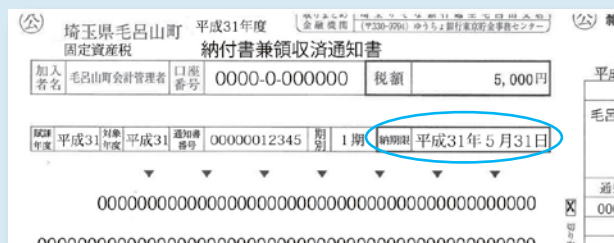
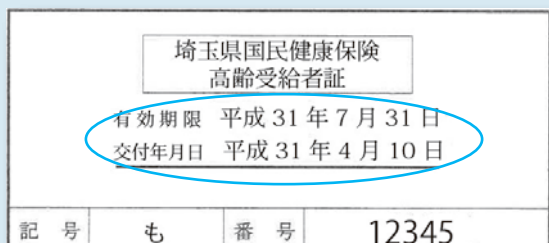
改元に伴う町の文書（保険証・納付書等）の取扱いについて

2019年5月1日の改元後の元号表記は、原則新しい元号の「令和」となりますが、文書の印刷や発送スケジュールなどの都合上、改元後の日付について、元号を「平成」と表記している場合があります。

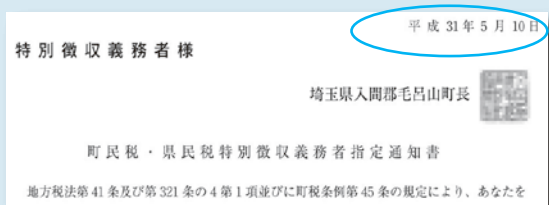
この場合は、改元後も有効なものとして取り扱い、元号を理由とした文書の再発行は行いませんので、ご理解をお願いします。



■例1 改元前に発行された文書に改正後の日付が表記されている場合（保険証、納付書など）



■例2 印刷の都合上、改元後に発行する文書であっても「平成」を用いる場合



▶改元についての問合せ 役場総務課文書法規係
☎ 049 (295) 2112 ㊟ 315

※ご不明な点は、保険証や納付書などを発行した担当課にお問合せください。



第1回観光フォトグランプリの作品を募集します



第27回もろやまフォトグランプリ
グランプリ
『山里の春』大谷木 春男さん（大谷木）



第19回毛呂山町観光協会写真コンクール
風景写真の部 観光協会長賞
『春夜の堰堤』大谷木 春男さん（大谷木）



第19回毛呂山町観光協会写真コンクール
観光写真の部 観光協会長賞
『パラのトンネル』鈴木 行男さん（坂戸市）

前年度まで、毛呂山町主催の「もろやまフォトグランプリ」および毛呂山町観光協会主催の「毛呂山町観光協会写真コンクール」が開催されていましたが、今年度より統合し、毛呂山町観光協会主催による「観光フォトグランプリ」として実施します。

▶部門 まつり・イベントの部、風景・自然の部、流鏝馬の部

▶対象 平成31年1月1日(火)～令和元年12月31日(火)までに毛呂山町内で撮影された写真で未発表のもの

▶応募期間 令和元年11月26日(火)～令和2年1月10日(金)必着

※詳細については、町ホームページをご確認ください。

▶問合せ 毛呂山町観光協会事務局（役場産業振興課内） ☎ 049(295)2112 ㊟215



不正大麻

ぼくめつ
けしの撲滅を！

大麻は法律で栽培、所持などが禁止されています。「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したらご連絡ください。

▶撲滅運動期間

6月30日(日)まで

▶栽培してはいけない

「けし」の特徴

- ・全体に白っぽく茎はほとんど無毛
- ・葉の切れこみは浅く茎を抱くようについている
- ・全体に丈が高く、1～1.5mになる
- ・色あざやかで美しい大きな花を咲かせる

▶通報・問合せ 埼玉県坂戸保健所

☎ 049(283)7815



写真提供：厚生労働省



文化財景観保全事業

「鎌倉街道をきれいにしよう」



歴史民俗資料館周辺の鎌倉街道・川角古墳群の下草刈りと清掃を行います。刈った草や倒れた木の片付けなども行うので、特別な道具がなくても参加いただけます。※申込みは不要です。

▶日時 5月18日(土) 午前9時から正午

▶集合場所 歴史民俗資料館

▶内容 鎌倉街道・川角古墳群の除草、ごみ拾いなど

▶持ち物 動きやすい服装でご参加ください（刈り払機などをお持ちの方は持ち寄りにご協力ください）

▶問合せ 歴史民俗資料館 ☎ 049(295)8282

水道事業を考えよう

未来へ引き継ぐ

安全で頼れる水道をめざして

問合せ 水道課工務係 ☎049(295)2112 ㊟165

第61回「水道週間」

6月1日～7日

「いつものむ いつもの水に
日々感謝」をスローガンに
全国的に実施されます。



災害に強い水道づくり～安全で良質な水道水を届けるために～



毛呂山町の水道は昭和40年4月に給水を開始して、5回の拡張事業を実施してきており計画給水人口は39,200人・計画一日最大給水量は17,200m³/日まで拡大しています。しかしながら水道管の老朽化が進んでおり、町内全体の水道管約200kmのうち、漏水の原因となっている石綿管（ACP管）が約25km（12.7%）残っています。平成23年に発生した東日本大震災で東北・関東地方では水道管破損による断水が多く発生しました。本町でも安全で良質な水道水を届けるために、老朽化した水道管を耐震管へ布設替等の更新整備を計画的に推進しています。

←老朽化により漏水した石綿管

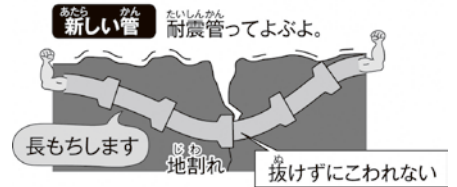


耐震管とは？

地震により水道管の接続部分が伸びたり曲がったりして抜けにくい構造になっています。また衝撃に強く壊れにくい特徴を持ちサビや腐食にも強い性質があるため水道管も長持ちします。



耐震管のダクタイル^{ちゅうてつ}鉄管NS形



※一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会より画像提供

道路でこんなところを見かけたら

雨が降っていないのに路面が濡れている!!!



漏水の可能性がります。見つけたら毛呂山町役場・水道課へご連絡ください。



漏水調査を今年も実施します



毛呂山町水道課では漏水調査を今年も実施します。

これは、地上に水が出てこない漏水を『音』で聴いて調査するものです。調査には水道課から委託された調査員が行います。調査員は水道課が発行する身分証明書を携帯して行きます。漏水調査の際には宅地内の水道メーターまで入らせていただき漏水確認作業をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

下の表は昨年（平成30年度）の実施結果です

漏水調査結果	
路面調査延長	99km
調査件数	8,325戸
道路の漏水件数	3件
宅地内の漏水件数	21件